

年金積立金管理運用独立行政法人 評価項目一覧

事項	中期目標 該当項目	評価項目	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	中期目 標期間 見込評 価	令和 6年度 (自己評 価)	令和 6年度 (主務大臣 評価(案))	中期目 標期間 実績評 価 (自己評 価)	中期目標 期間 実績評価 (主務大臣 評価(案))	項目 別 調書 No.	重要度	困難度	重点 化 項目	重点化理由
国民に対して提供 するサービスその 他の業務の質の向 上に関する事項	年金積立金の管理及び運用業務		S	A	A	A	A	A	A	A	A	1	—	—	—	
	第3・1	年金積立金の管理及び運用の基本的 な方針	B	A	A	A	A	A	A	A	A	1-1	—	—	—	
	第3・3	基本的な運用手法及び運用目標	S	A	A	A	A	A	A	A	A	1-2	○	—	○	法人が行う年金積立金の管理及び運用において、 目標となる運用利回りを確保するよう、長期的な観 点からの資産構成割合を定め、これに基づき管理 を行うこと、また、資産全体及び各資産ごとに、 各々のベンチマーク収益率を確保することは、年金 事業の運営の安定及び年金積立金の効率的な運 用を行うための主要な役割を果たすことから、重要 であるため。
	第3・4	運用の多様化・高度化	A	A	A	A	A	A	A	A	A	1-3	—	—	—	
	第3・5	運用受託機関等の選定、評価及び管理	S	A	A	A	A	A	A	A	A	1-4	○	—	○	法人が行う年金積立金の管理及び運用において、 運用受託機関等の選定、評価及び管理は、年金積 立金の効率的な運用を行うための主要な役割を果 たすことから、重要であるため。
	第3・6	リスク管理	S	S	S	S	S	S	S	S	S	1-5	○	—	○	法人が行う年金積立金の管理及び運用におけるリ スク管理は、年金事業の運営の安定のための主要 な役割を果たすことから、重要であるため。
	第3・7	スチュワードシップ責任を果たすた めの活動及びESGを考慮した投資	A	A	A	A	A	A	A	A	A	1-6	—	—	—	
	第3・8	情報発信・広報及び透明性の確保	A	A	A	A	A	A	A	A	A	1-7	○	—	○	法人が行う情報発信・広報並びに年金積立金の管 理及び運用の透明性を高めることは、年金積立金 の管理及び運用に対する国民の信頼を確保するた めの主要な役割を果たすことから、重要であるた め。
業務運営の効率化 に関する事項	第4	効率的な業務運営体制の確立	B	B	B	B	B	B	B	B	B	2-1	—	—	—	
財務内容の改善に 関する事項	第5	財務内容の改善に関する事項	B	B	B	B	B	B	B	B	B	3-1	—	—	—	
その他業務運営に 関する重要事項	第3・2、第6	その他業務運営に関する重要事項	B	B	B	B	B	B	B	B	B	4-1	—	—	—	
総合評価	—	—	A	A	A	A	A	—	A	—	A	—	—	—	—	